



岩倉市 男女共同参画基本計画

2021-2030 【概要版】

基 本 理 念

みんな
地域でともに支えあい、生活と仕事が調和するまち 岩倉

少子超高齢社会を迎え、家庭のあり方や個人の価値観の多様化など、
社会経済情勢が大きく変化している中、男女が互いに個人を尊重しつ
つ、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社
会の実現に向け、計画を推進していきます。

令和3年3月 岩倉市



◀ 計画についての詳しい情報は、こちらでご覧いただけます。



なぜ男女共同参画に取り組まなくてはいけないの？

私たちは無意識のうちに、ジェンダーと言われる「男らしさ」や「女らしさ」についてのイメージや意識、考え方を持っており、このジェンダー不平等が多く人の行動や考え方、生き方を制限しています。

少子高齢化が進むなど変化する社会情勢の中で、多様な視点を持ち、様々な場面において、一人ひとりの個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、みんなが生きやすい社会にしていきましょう。

1 計画策定の趣旨

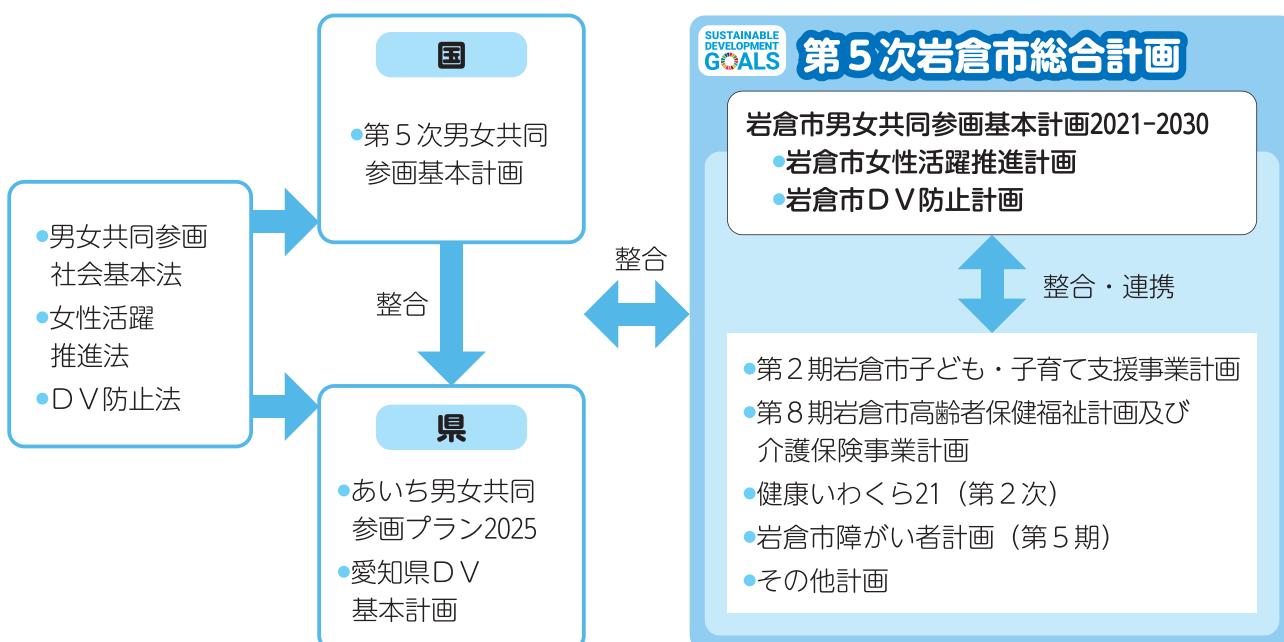
本市では、「岩倉市男女共同参画基本計画2011-2020」を策定し、第4次岩倉市総合計画の改定時である2016年度（平成28年度）に見直しを行い、男女共同参画社会の実現に向けて、施策に取り組んできました。

2020年度（令和2年度）に「岩倉市男女共同参画基本計画2011-2020」の計画期間が終了することから、新たに「岩倉市男女共同参画基本計画2021-2030」を策定しました。

2 計画の期間

2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10カ年。おおむね5年をめどに見直しを行います。

3 計画の位置付け



4 計画の体系

地域でともに支えあい、生活と仕事が調和するまち 岩倉

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向性】

1 男女が尊重しあう 意識改革を進める (意識啓発の継続)

SDGsの関連目標:4,5,10,16,17

(1) 人権の尊重

(2) 男女共同参画社会に対する理解の促進

(3) 男女共同参画社会に向けた市民活動への支援

2 多様なライフスタイルに 対応した就業・雇用環境 を形成する (就業・雇用環境づくり)

[岩倉市女性活躍推進計画]
SDGsの関連目標:4,5,8,9,11,17

(1) 多様な働き方の普及と就業能力の形成

(2) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

(3) 仕事と家庭が両立できる環境の整備

3 男女がともに参画する 地域社会を形成する (地域活動環境づくり)

[岩倉市女性活躍推進計画]
SDGsの関連目標:5,10,11,13,17

(1) 政策や方針決定の場への参画の促進

(2) 地域社会への参画の促進

(3) 地域ネットワークによる地域活動環境づくり

4 多様な家庭の安心な 暮らしを形成する (家庭生活環境づくり)

[岩倉市女性活躍推進計画]
SDGsの関連目標:1,3,4,5,10,11,17

(1) 多様なニーズに対応した子育ての支援

(2) 高齢者の暮らしの支援

(3) 生涯を通じた男女の健康づくりの支援

(4) 多様な家庭への支援体制の整備

5 あらゆる暴力の防止に 取り組む (暴力のない環境づくり)

[岩倉市DV防止計画]
SDGsの関連目標:1,4,5,16,17

(1) 女性・子ども・高齢者などに対する暴力の根絶

(2) あらゆるハラスメント防止の啓発

5 施策の展開

基本目標1 男女が尊重しあう意識改革を進める(意識啓発の継続)

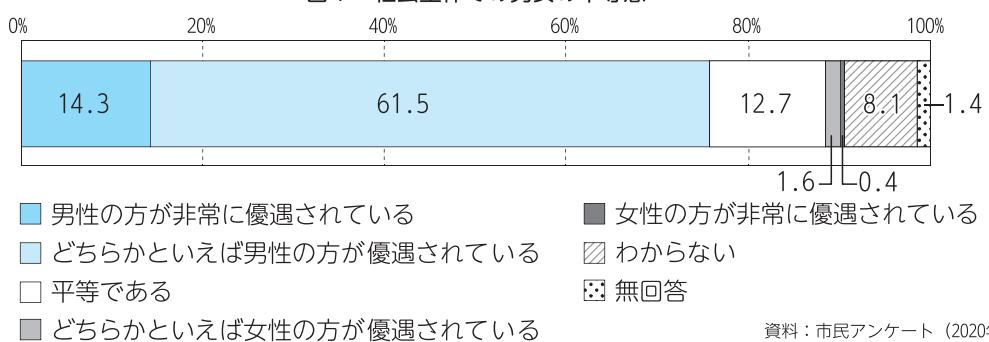
現状と課題

関連する SDGs
17 の目標



- 男らしさや女らしさといった考えにとらわれることなく、さらに性的少数者や外国籍市民など、様々な人の人権に配慮した社会を実現できるよう人権意識の啓発が必要です。
- 男女共同参画社会の実現の“壁”として、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識が存在します。このような性別に基づく固定観念を生じさせないよう、幼い頃から男女共同参画についての正しい知識を育むようにすることが大切です。
- 家庭や地域でも、男女共同参画についての理解を促進するため、市民が主体となって活動し、“ジェンダー平等”を推進していく必要があります。

図1 社会全体での男女の平等感



資料：市民アンケート（2020年）

（1）人権の尊重

一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、多様な個性を認め合い、性別にかかわらず、誰もが自分らしく生きることのできる社会を実現するための意識づくりを進めます。

取り組むべき施策

- ① 人権に関する教育・啓発
- ② ハラスメント防止の啓発
- ③ 国際理解の促進と多文化共生社会の実現に向けた啓発
- ④ 性的少数者への理解促進
- ⑤ 人権を尊重した表現の推進



（2）男女共同参画社会に対する理解の促進

誰もが男女共同参画についての正しい知識をもち、誰もがその必要性を理解し、能力を発揮して活躍できるように、広報啓発活動を推進していきます。

取り組むべき施策

- ① 啓発活動の推進
- ② 学校教育を通じた男女共同参画社会への理解

（3）男女共同参画社会に向けた市民活動への支援

一人ひとりが自主的・主体的に、ライフステージに応じた学習やボランティア活動、地域活動へ参加し、性別にかかわらず、互いに尊重できる環境の整備に努めます。

取り組むべき施策

- ① 生涯を通じた学習機会の提供
- ② 地域における市民活動への支援

基本目標2

多様なライフスタイルに対応した就業・雇用環境を形成する(就業・雇用環境づくり)

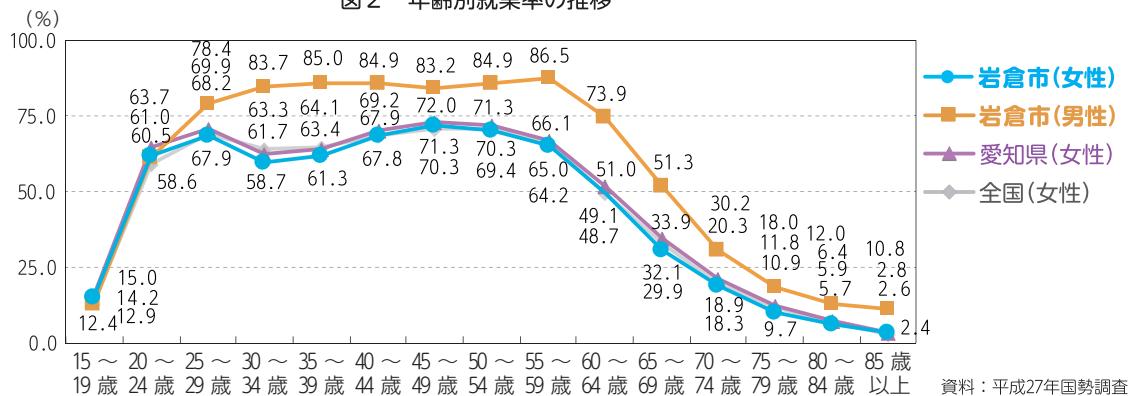
現状と課題

関連するSDGs
17の目標



- 超高齢化が進み、労働人口が減少する中で、これまでの男性中心の働き方を見直し、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができるように支援していく必要があります。
- 働く女性の50%以上は、パートや派遣労働者などの非正規雇用労働者で、正規雇用労働者との待遇には大きな格差があります。性別による雇用格差解消に向けた取り組みに努めます。
- 仕事と家庭、そのほかの活動の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生活を送るために、働き方と暮らし方を変えていく必要があります。

図2 年齢別就業率の推移



資料：平成27年国勢調査

（1）多様な働き方の普及と就業能力の形成

誰もが自分の意欲・能力を十分に生かし、働き方、学び方、生き方を自由に選べるように、雇用環境づくりや人材育成、能力開発への支援に努めます。

取り組むべき施策

- 雇用対策の充実、就業・生活支援
- 人材育成・能力開発の支援

（2）男女の均等な雇用機会と待遇の確保

非正規雇用で働く女性の労働環境の整備に努め、再就職支援など女性の就労環境の改善に取り組みます。

取り組むべき施策

- 労働環境の整備
- 女性の就労環境改善に向けた普及・啓発・支援

（3）仕事と家庭が両立できる環境の整備

家庭における役割分担、職場の理解と支援、地域や行政の支援を推進し、ワーク・ライフ・バランスの普及に取り組みます。

取り組むべき施策

- ワーク・ライフ・バランスの普及や多様な働き方と暮らし方の促進
- 家庭生活・地域活動における男女共同参画の促進
- 両立を支える支援の充実

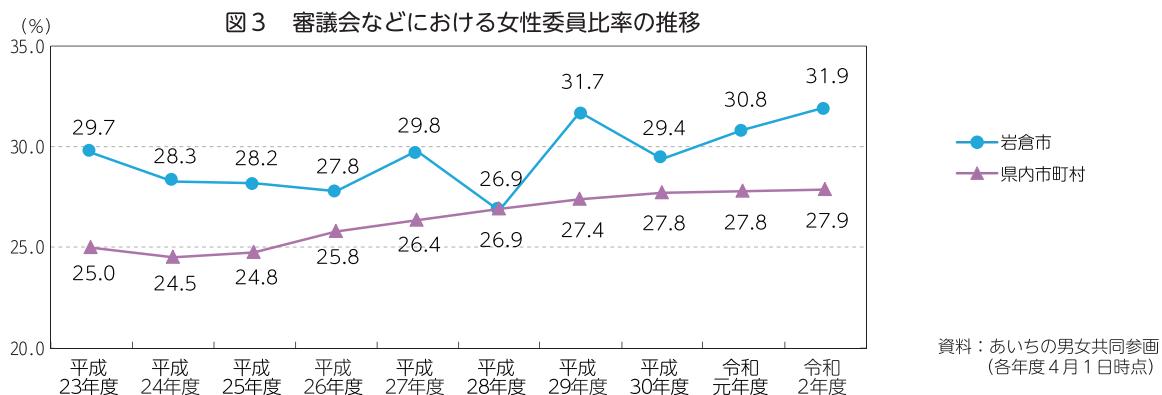


基本目標3 男女がともに参画する地域社会を形成する（地域活動環境づくり）

現状と課題



- 世界経済フォーラムの「ジェンダーギャップ指数2021」では、日本は156カ国中120位、先進7カ国（G7）中、最下位となっており、改善するためにも、政策や方針決定の場に女性の積極的な参画が求められます。
- 市内に住む外国籍市民の国籍の多様化が進み多文化共生を図っていく必要があります。地域では新たに解決すべき課題も発生しており、多角的な視点で解決に取り組む必要があります。
- 地域に関する意識が薄くなり、地域活動を取り巻く環境は厳しくなっているため、様々な人が地域活動に参画できる環境をつくることが重要です。



（1）政策や方針決定の場への参画の促進

政策・方針決定の場に女性の意見も反映されるよう、審議会などの女性登用率の向上と人材育成に努めます。

取り組むべき施策

- | | |
|---------------------|----------------|
| ① 審議会などへの女性の参画の拡大 | ② 女性の人材育成と能力開発 |
| ③ 市職員の能力の活用と職場環境の整備 | |

（2）地域社会への参画の促進

一人ひとりが主体となり、その能力を発揮し、地域をよりよくするために、多様な主体との協働であるマルチパートナーシップによるまちづくりを進めます。

取り組むべき施策

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ① 地域コミュニティ活動の充実・支援 | ② 市民活動・市民協働の活性化 |
| ③ 地域における国際理解と多文化共生の推進 | |

（3）地域ネットワークによる地域活動環境づくり

性別や年齢・国籍にかかわりなく、多様な人材がその能力を発揮し、互いに連携し、地域活動に参画できる環境づくりを推進していきます。

取り組むべき施策

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| ① 地域リーダーの育成 | ② 地域リーダーのネットワークづくり |
| ③ 子どもや若者の育成支援のためのネットワークづくり | ④ 防犯・防災活動や福祉・保健活動への参画の促進 |
| ⑤ 環境活動への参画の促進 | |

基本目標4

多様な世帯の安心な暮らしを形成する（家庭生活環境づくり）

現状と課題

関連するSDGs
17の目標



- ・様々な場で女性が活躍するためには、家族が互いに思いやるとともに、育児の社会化に一層取り組む必要があります。
- ・高齢化がますます進む中、高齢者になっても誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して生活するとのできる社会をつくることが求められます。
- ・生涯にわたって健康な生活を送り、互いに身体的性差を十分に理解し、思いやりをもって生活を送る必要があります。健康について正確な知識や情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるようにしなければなりません。
- ・様々な困難や負担をかかえた家庭に対し、それぞれの状況に配慮したきめ細やかな支援が必要です。

（1）多様なニーズに対応した子育ての支援

子育てを取り巻く環境を整え、地域社会全体で子育てを支援していく体制を整えていきます。

取り組むべき施策

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ① 母子の健康づくりの支援 | ② 子育て、子育ち・親育ち支援 |
| ③ 子どもを守る地域環境の整備 | |

（2）高齢者の暮らしの支援

地域で高齢者を支える体制を整えるとともに、家族を介護する負担を軽減するため、介護サービスの利用を支援していきます。



取り組むべき施策

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ① 高齢者が安心して生活できる環境づくり | ② 高齢者を支える体制の充実と権利擁護 |
|----------------------|---------------------|

（3）生涯を通じた男女の健康づくりの支援

自分らしく、心も体もいきいきと幸せに暮らせるよう、生涯にわたる健康づくりを進めています。

取り組むべき施策

- | | |
|---------------------|---------------|
| ① 性差を踏まえた健康づくり | ② 不妊治療対策の推進 |
| ③ 性感染症対策や性教育の推進 | ④ 成人の健康づくりの支援 |
| ⑤ 高齢者の健康・生きがいづくりの推進 | ⑥ スポーツ活動の充実 |

（4）多様な家庭への支援体制の整備

子育て、障がい、介護などをかかえた場合、家庭の負担は大きくなります。誰もが、健康で自立し、安心して暮らしていくよう、それぞれの状況に配慮したきめ細やかな支援に取り組んでいきます。

取り組むべき施策

- | | |
|----------------------------------|-----------------------|
| ① ひとり親家庭への支援の充実 | ② 障がい者の生活の安定と自立のための支援 |
| ③ 複合的に困難な状況に置かれている家庭への相談・支援体制の充実 | |

基本目標5

あらゆる暴力の防止に取り組む(暴力のない環境づくり)

現状と課題

関連するSDGs
17の目標



- 女性・子ども・お年寄りなどに対する暴力は、重大な人権侵害であり、一人ひとりがDVや様々なハラスメント(嫌がらせ)を許さないという意識を持つ必要があります。

(1) 女性・子ども・高齢者などに対する暴力の根絶

あらゆる暴力を容認しない社会づくりのため、啓発を行っていくとともに、相談や支援に取り組んでいきます。

取り組むべき施策

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| ① 暴力の根絶に関する啓発活動の推進 | ② 女性や若年層に対する性暴力やDVの根絶 |
| ③ 児童虐待の防止・早期発見 | ④ 高齢者虐待の防止・早期発見 |
| ⑤ 多様な被害者への各種相談窓口や適切な支援の充実 | |

(2) あらゆるハラスメント防止の啓発

事業所などにハラスメントに対する意識喚起を働きかけ、各種ハラスメント防止のための取り組みを進めています。

取り組むべき施策

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ① 職場におけるハラスメント防止の啓発 | ② 教育の場におけるハラスメント防止の啓発 |
|---------------------|-----------------------|



6 計画の推進にあたって

本計画を効果的かつ実効性のあるものとするため、計画の進捗状況を定期的に確認し、計画の進行管理を行います。また、国や県などの関係機関と連携を図り、各機関の取組状況の把握に努めます。



発行：令和3年3月

企画・編集：岩倉市総務部協働安全課 〒482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地
TEL 0587-66-1111(代表) TEL 0587-38-5803(直通) FAX 0587-66-6380